

水道基本料金の免除（3ヵ月）について

市民生活や地域経済がコロナ禍からの回復を目指している中で、昨今の物価高騰等により新たな苦境に立たされています。

こうしたことへの対策として、3ヵ月間の水道基本料金を免除することにより、生活者や事業者の負担軽減を図ります。

1. 減額（支援）内容

官公署用を除く水道基本料金を3ヵ月間免除する。

物価高騰等により新たな苦境に立たされている方々の負担軽減を目的とします。

2. 対象者（令和4年6月現在）

8,779件

3. 減額期間

令和4年8月～10月の使用分（3ヵ月間）

4. 所要額

約 41,260 千円（税込み）

5. 財源

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

資料1 口径別の基本料金免除額と件数

メーター口径	基本料金（税込み）	3ヵ月分 ※1件の免除額	件数
13 mm	1,155 円	3,465 円	8,037 件
20 mm	1,859 円	5,577 円	499 件
25 mm	3,674 円	11,022 円	133 件
40 mm	17,534 円	52,602 円	68 件
50 mm	28,974 円	86,922 円	32 件
75 mm	57,640 円	172,920 円	4 件
100 mm	86,570 円	259,710 円	6 件
合計	—	—	8,779 件

資料2 種別件数

種別	件数
家事用	7,987 件
官公署用	154 件
営業用	776 件
工業用	11 件
臨時用	1 件
船舶用	4 件
合計	8,933 件

※官公署用を除く合計：8,779 件

資料3 根拠規定

鳥羽市給水条例 平成9年条例第14号

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。